



薬食安発 0926 第1号
平成 26 年 9 月 26 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

薬事法(昭和35年法律第145号)第4条第5項第4号の規定に基づく要指導医薬品のうち、同号イに掲げる医薬品(いわゆるスイッチOTC薬)である下記の医薬品について、今般、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第7条の2第1項に定める期間を経過したため、要指導医薬品から一般用医薬品(第一類医薬品)に移行することとなりました。

これに伴い、「薬事法第4条第5項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第364号。以下「改正告示」という。)が平成26年9月26日に告示され、同日に適用されます。

医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品については、新区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願ひします。

記

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
メキタジン(1日量中メキタジン6mg以上を含有するものに限る。)	平成26年9月26日

2. 改正告示の概要

薬事法第4条第5項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品(平成26年厚生労働省告示第255号)第1号から、次のものを削除する。

メキタジン(1日量中メキタジン6mg以上を含有するものに限る。)



別表第一の二の(二)の表合計の項を次のように改める。

合計	三一七	八四二	四一四
別表第一の三の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。	五一五	六六九	五二二
別表第一の三の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。	二六一		
別表第一の三の表合計の項を次のように改める。	七七六	一、一九〇	

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百六十四号

薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四条第五項第四号の規定に基づき、薬事法第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年九月二十六日

第一号中(4)を削る。

○厚生労働省告示第三百六十五号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十二条の規定に基づき、平成二十六年十月一日から平成二十七年九月三十日までの期間における同條に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

一 けし耕作者

岡山県美作市

二 甲種 研究栽培者

栽培 区域

栽培 面 積

三 ○○アール

四 ○○アール

五 ○○アール

六 ○○アール

七 ○○アール

八 ○○アール

九 ○○アール

十 ○○アール

十一 ○○アール

十二 ○○アール

十三 ○○アール

十四 ○○アール

十五 ○○アール

十六 ○○アール

十七 ○○アール

十八 ○○アール

十九 ○○アール

二十 ○○アール

二十一 ○○アール

二十二 ○○アール

二十三 ○○アール

二十四 ○○アール

二十五 ○○アール

二十六 ○○アール

二十七 ○○アール

二十八 ○○アール

二十九 ○○アール

別表	第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間
第一項	別表上欄に掲げる成分並びに当該成分の水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。
第二項	薬事法施行規則第二百六十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、同項に規定する区分等表示変更医薬品に有効成分として含有される別表上欄に掲げる成分（当該成分の水和物及びそれらの塩類を含む。）に応じ、同表下欄に掲げる日から起算して一年間とする。
第三項	別表上欄に掲げる成分並びに当該成分の水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。
第四項	別表上欄に掲げる成分並びに当該成分の水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

一般名	適用日
メキタジン	平成二十六年九月二十六日
ケトチフェン・ナファゾリン	平成二十六年十月三日
ベクロメタゾンブロビオン酸エステル	平成二十六年十一月七日

○厚生労働省告示第三百六十八号
薬事法（昭和二十五年法律第四百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第八号中(941)を(945)とし、(832)から(940)までを(836)から(944)までとし、(831)を(834)とし、その次に次のように加える。
(947) リパスジル
(947) リパスチニブ

第八号中(830)を(833)とし、(638)から(829)までを(641)から(832)までとし、(637)を(639)とし、その次に次のように加える。

(835) ボスチニブ
(835) ボスチニブ

第八号中(636)を(638)とし、(410)から(635)までを(412)から(637)までとし、(409)を(410)とし、その次に次のように加える。

(640) バニブレビル
(640) バニブレビル

第八号中(408)を(409)とし、(40)から(40)までを(40)までとし、(39)の次に次のように加える。

(411) スボレキサント
(411) スボレキサント

第八号中(408)を(409)とし、(40)から(40)までを(40)までとし、(39)の次に次のように加える。

(412) アナグレリド
(412) アナグレリド

○厚生労働省告示第三百六十九号
独立行政法人医療品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十九号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
平成二十六年九月二十六日